

見当識障がいのある器質性認知症と診断された場合

特定認知症保障特約025の場合



お支払い
できる場合

認知機能検査および臨床検査(画像検査を含む)により、
見当識障がいのある器質性認知症
と診断された場合

▶器質性認知症と診断確定され、意識障がいのない状態において**見当識障がいがある状態に該当**するため、特定認知症保険金をお支払いします。



お支払い
できない場合

認知機能検査および臨床検査(画像検査を含む)により、
器質性認知症と診断されたが、
見当識障がいのない状態であると診断された

▶**見当識障がいがない器質性認知症**の場合、特定認知症保険金をお支払いできません。

解説

- 上記の例では、医師により器質性認知症と診断確定*され、意識障がいのない状態において**見当識障がいがある状態に該当**されたときに特定認知症保険金をお支払いします。
- 次の症状等は特定認知症保険金のお支払いの対象とはなりません。
 - 軽度認知障がい(MCI)
 - アルコール性認知症**
 - 健忘症候群
 - 加齢による物忘れ
 - 見当識障がいがない器質性認知症

※器質性認知症の診断確定には、認知機能検査および臨床検査(画像検査を含む。)の両方が実施されていることが必要です。



- 認知症早期発見・治療支援特約025にご加入の場合はお支払いの要件が異なりますので、詳しくは約款をご確認ください。